

令和7年2月

各位

瀬戸信用金庫

### 預金口座の譲り渡し・譲り受け等の犯罪行為について

最近、金融機関の預金口座やインターネットバンキングの情報などを手に入れ、その口座などを特殊詐欺、マネーロンダリングなどの犯罪に悪用する事例が増加しています。

ご自身や他人名義の口座（通帳・キャッシュカード）を譲り渡す行為・譲り受ける行為、またインターネットバンキングのログインID・パスワードの情報を譲り渡す行為・譲り受ける行為、他人に譲り渡す目的で口座を開設する行為、他人・架空名義の口座を開設する行為などは、報酬の有無にかかわらず、犯罪です。

インターネットやSNSなどで「おこづかいを稼ぎませんか」、「手軽に高収入を得ることができるアルバイトがあります」などと言葉巧みに誘われ、口座などを譲り渡すように求められた場合には、決して応じないでください。口座が犯罪に利用されるとは知らなかったとしても、罪に問われます。

当金庫は、こうした不正な行為が判明した場合、預金規定に基づき、取引の全部または一部を制限する、ないしは解約します。同時に、警察当局の捜査に全面的に協力します。また、将来にわたって、当金庫とのお取引をお断りさせていただきます。

以 上